

第 3 1 回

農 業 委 員 会 総 会 会 議 録

令和 5 年 1 2 月 1 9 日 (火)

せたな町農業委員会

せたな町農業委員会総会会議録

1. 開催日時 令和5年12月19日(火) 午後3時00分 から3時20分

2. 開催場所 せたな町役場 第3会議室

3. 出席委員(14人)

会長	15番	原	田	喜	博
会長職務代理者	14番	松	崎		豊
委員	1番	渥	美	光	成
	2番	吉	田		優
	3番	高	橋	光	也
	4番	玉	木	久	志
	5番	竹	内	厚	子
	6番	阿	部	紹	子
	7番	森		正	勝
	8番	小	島	敏	人
	9番	大	羽	孝	志
	10番	金	谷	勝	則
	11番	弥	左	輝	彦
	13番	日	置	和	彦

4. 欠席委員(1人)

12番 大 口 寧

5. 議事日程

第1	会議録署名委員の指名について
第2	会期の決定について
第3	議案第1号 農地法第18条の規定による通知について
第4	議案第2号 農用地利用集積計画の決定について (農業委員会等に関する法律第31条該当)
第5	議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請について
第6	議題第4号 土地現況証明願について

6. 農業委員会事務局職員

事務局 長 丹 羽 優

7. 会議の概要

【開会宣言】

事務局長

ただいまより第31回せたな町農業委員会総会を開会いたします。開会にあたりまして会長よりご挨拶を申し上げます。

会長

皆さん大変どうもご苦労様でございました。

今年も残りわずかとなりました。今年を振り返りますと、農業関係では猛暑の影響で多大な被害を受けました。農家には大変厳しい年となりました。

そういったなかで、水稻に關しまして、檜山の作況指数106、収量はまずまずというこでした。先日の議会で町長が収量も減ったのではないかとおっしゃっていました。「農業委員会だより」のわたしの新年の挨拶文と逆な形で報告となりました。また、水稻の品質低下ということで、大変苦労しているところでございます。

会長

また、畜産の方も搾乳が著しく厳しい状況ということです。先日、NHKの番組で士幌町の搾乳農家が牛を増やして規模を拡大したところ、生産調整があり搾乳できず、結局牛にかかる経費が増大したとのこと。規模拡大したことが足かせになってしまったということです。搾乳農家の悲痛な叫びに胸が詰まる思いです。そのような状況で今年を終えようとしております。

会長

来年については、地域計画の策定に農業委員会も入って、目標地図を作成することになります。農業委員さんにも協力をしてもらおうことになろうかと思ひます。

本日が令和5年最後の総会です。総会後は忘年会がござひます。

総会は議案第4号までござひます。皆様と慎重審議で進めてまいりますので、ご協力よろしくお願ひいたします。

事務局

ありがとうございました。

本日、12番大口委員から欠席の届出がございました。只今の出席委員は14名で定足数に達しております。したがひまして、せたな町農業委員会会議規則第6条の規定により総会は成立いたしました。

せたな町農業委員会会議規則第4条の規定により会長が議長となることから、会長に議事進行をお願いしひます。

また、本日事務局の佐々木次長が急遽八雲町へ出張となりましたので、欠席致しひます。

議長

はい。それでは直ちに会議に入りたいと思ひます。

【日程第1 会議録署名委員の指名について】

議長

「日程第1 会議録署名委員の指名について」せたな町農業委員会会議規則第13条の規定により、5番竹内委員、6番阿部委員を指名いたします。この指名は、第31回総会開会中といたします。

【日程第 2 会期の決定について】

議長 「日程第 2 会期の決定について」本日 1 日とすることにご異議ございませんか。

(異議なし)

議長 異議なしと認め、本日 1 日と決定いたしました。

【日程第 3 議案第 1 号 農地法第 18 条の規定による通知について】

議長 「日程第 3 議案第 1 号 農地法第 18 条の規定による通知について」を議題といたします。

議長 事務局より説明願います。

事務局 はい。議案 1 ページをご覧ください。
議案第 1 号 農地法第 18 条の規定による通知について。
農地法第 18 条の規定による農地について、その賃貸借契約の解約通知があったので、別紙により内容審査の上適否を決定する。
令和 5 年 12 月 19 日提出。せたな町農業委員会会長。

事務局 資料 1 ページをご覧ください。
番号 17 番。貸主が、[REDACTED]、[REDACTED]さん。借主が、[REDACTED]、[REDACTED]さん。所在につきましては [REDACTED]、[REDACTED]、[REDACTED]、[REDACTED]、[REDACTED]の計 6 筆、面積が合わせまして [REDACTED] m²、解約理由につきましては、父の身体的事情により体力の衰えを感じ経営を縮小するためでございます。

事務局 以上につきましては、土地引渡日の 6 ヶ月前以内に合意されており、農地法第 18 条第 1 項第 2 号に該当し、知事の許可を要しないことから、受理が適当と考えます。以上でございます。

議長 はい。説明が終わりました。
議案第 1 号について質疑ございませんか。

(質疑なし)

議長 質疑なしと認め、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

(異議なし)

議長 異議なしと認めます。
よって、本案は原案のとおり決定されました。

【日程第 4 議案第 2 号 農用地利用集積計画の決定について（農業委員会等に関する法律第 31 条該当）】

議長 「日程第 4 議案第 2 号 農用地利用集積計画の決定について（農業委員会等に関する法律第 31 条該当）」を議題といたします。

議長 事務局より説明願います。

事務局 はい。議案 2 ページをご覧ください。

こちらにつきましては農業委員会等に関する法律第 31 条に該当する内容でございます。議事参与制限がございますので、当該委員におかれましてはよろしくお願いいたします。

事務局 議案第 2 号 農用地利用集積計画の決定について（農業委員会等に関する法律第 31 条該当）。

農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定により、せたな町より決定を求められた別紙の農用地利用集積計画について議決を求める。

令和 5 年 12 月 19 日提出。せたな町農業委員会会長。

事務局 資料 2 ページをご覧ください。

番号 109 番。利用権の設定等を受ける者、[REDACTED]、[REDACTED]さん。利用権の設定等をする者、[REDACTED]、[REDACTED]さん。

利用権設定等に係る土地につきましては、[REDACTED]、面積が [REDACTED] m²、利用目的は採草畑、こちらの契約につきましては売買でございまして、所有権移転の時期につきましては 2023 年 12 月 19 日、対価の支払期限が 2024 年 2 月 28 日、土地引渡の時期は対価の支払日、単価が [REDACTED] 円、売買価格は [REDACTED] 円でございます。

事務局 資料 3 ページをご覧ください。

番号 110 番。利用権の設定等を受ける者、[REDACTED]、[REDACTED]さん。利用権の設定等をする者、[REDACTED]1、[REDACTED]さん。

利用権設定等に係る土地につきましては、[REDACTED]、[REDACTED]、[REDACTED]の計 3 筆、面積が合わせまして [REDACTED] m²、利用目的は採草畑、こちらの契約につきましては賃貸借でございまして、期間につきましては 2023 年 12 月 19 日から 2028 年 12 月 18 日までの 5 年間、単価が畑が [REDACTED] 円、賃貸価格が [REDACTED] 円、継続でございます。

事務局 資料 4 ページをご覧ください。

番号 111 番。利用権の設定等を受ける者、[REDACTED]、[REDACTED]さん。利用権の設定等をする者、[REDACTED]、[REDACTED]、[REDACTED]、[REDACTED]、[REDACTED]さん。

利用権設定等に係る土地につきましては、[REDACTED]、[REDACTED]、[REDACTED]、[REDACTED]、[REDACTED]の計 7 筆、面積が [REDACTED] m²、利用目的は水田、こちらの契約につきましては賃貸借でございまして、期間につきましては

は2023年12月19日から2028年12月18日までの5年間、賃貸価格が円、新規でございます。

事務局

資料 5 ページをご覧ください。

番号 112 番。利用権の設定等を受ける者、[REDACTED]、[REDACTED]、[REDACTED] さん。利用権の設定等をする者、[REDACTED]、[REDACTED]、[REDACTED]、[REDACTED] さん。

利用権設定等に係る土地につきましては、[REDACTED]、[REDACTED]、[REDACTED]、[REDACTED]、[REDACTED]、[REDACTED]、[REDACTED]の計7筆、面積が[REDACTED]㎡、利用目的は水田、こちらの契約につきましては賃貸借でございます、期間につきましては2023年12月19日から2028年12月18日までの5年間、賃貸価格が[REDACTED]円、新規でございます。

事務局

以上の計画につきましては、農業経営基盤強化促進法第18条第3項各号の要件を満たすものと考えます。以上でございます。

議長

はい。説明が終わりました。

議案第 2 号について質疑ございませんか。

(質疑なし)

議長

質疑なしと認め、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

(異議なし)

議長

異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり決定されました。

【日程第 5 議案第 3 号 農地法第 5 条の規定による許可申請について】

議長

「日程第 5 議案第 3 号 農地法第 5 条の規定による許可申請について」
を議題といたします。

議長

事務局より説明願います。

事務局

はい。議案 3 ページをご覧ください。

議案第 3 号 農地法第 5 条の規定による許可申請について

農地法第5条の規定による農地について、農地以外の目的に供するため、その賃借権の設定申請があったので、別紙により内容審査のうえ、北海道農業会議へ意見聴取する。

令和 5 年 12 月 19 日提出。せたな町農業委員会会長。

事務局

資料の 6 ページをご覧ください。

番号 12 番。貸主が [REDACTED]、[REDACTED] さん。借主が [REDACTED]
[REDACTED]、[REDACTED] [REDACTED]

事務局

■■■■ ■■■■ ■■■■さん。

転用の許可を受けようとする土地につきましては、■■■■、面積は■■■■㎡の内■■■■㎡、現況地目は畑でございます。転用の目的につきましては、小型風力発電事業において北海道電力までの自営線確保のためでございます。転用期間は許可日から永久、位置図・配置図につきましては、7ページ、8ページの図1、図2のとおりでございます。

事務局

こちらの申請地につきましては、農用地区域内農地でございますが、原則転用は不許可でございますが、申請地以外に候補地が2箇所あったが、所有者との連絡が取れず事業目的を達成できる土地が申請地以外にないことから、北海道農業会議へ意見聴取するものでございます。

議長

はい。説明が終わりました。

議案第3号について質疑ございませんか。

(質疑なし)

議長

質疑なしと認め、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

(異議なし)

議長

異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり決定されました。

【日程第6 議案第4号 土地現況証明願について】

議長

「日程第6 議案第4号 土地現況証明願についてを議題といたします。

議長

事務局より説明願います。

事務局

はい。議案4ページをご覧ください。

議案第4号 土地現況証明願について。

別紙のとおり現況証明願出があったので、内容審査のうえ可否を決定する令和5年12月19日提出。せたな町農業委員会会長。

事務局

資料の12ページをご覧ください。

番号8番。所在につきましては■■■■、公簿地目は畑、現況は水田、面積が■■■■㎡、利用状況につきましては水田でございます。願出理由は地目変更のためとなってございまして、所有者、願出者共に■■■■、■■■■さんでございます。場所につきましては、13ページ、14ページの図3、図4のとおりでございます。

こちらにつきましては、2023年11月28日に原田会長、松崎代理、日置委員と現地に出向き、水田であることを確認しております。

事務局

番号9番。所在につきましては■■■■、■■■■、■■■■、公簿地目は畑、現況は農地採草放牧地以外。■■■■、公簿地目

事務局

は田、現況は農地採草放牧地以外、面積が合わせまして ■■■■㎡、利用状況につきましては農地採草放牧地以外でございます。願出理由は地目変更のためとなっております。所有者、願出者共に ■■■■、井口美喜雄さんでございます。場所につきましては、15 ページ、16 ページの図 5、図 6 のとおりでございます。

こちらにつきましては、2023 年 12 月 8 日に原田会長、大羽委員、竹内委員と現地に出向き、目視で確認し農地採草放牧地以外であることを確認しております。

議長

はい、説明が終わりました。
議案第 4 号について質疑ございませんか。

(質疑なし)

議長

質疑なしと認め、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

(異議なし)

議長

異議なしと認めます。
よって、本案は原案のとおり決定されました。

議長

以上をもちまして本日の議事日程をすべて終了いたしましたので、第 31 回せたな町農業委員会総会を閉会いたします。大変どうもお疲れ様でした。

上記の会議の顛末を記したることに相違ないことを証明するため、せたな町農業委員会会議規則第 13 条第 2 項の規定により、ここに署名する。

令和 6 年 2 月 27 日

会議録署名委員

5 番 竹内厚子

6 番 阿部 紹子

議長 原田喜博